

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「派遣元会社」という。）に雇用され、B所在の派遣元会社C事業所に配属され、同年〇月〇日からはD会社（以下「派遣先」という。）に派遣され、半導体製品の研究開発等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、派遣先のレクリエーションであるバーベキュー行事に参加中、派遣先スタッフとフリスビーをしていたところ、外国籍の派遣先スタッフと激突し、後ろ向きに砂浜に倒れ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、ただちにEセンターに救急搬送され、「頸髄不全損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、レクリエーションに参加したことが派遣元並びに派遣先いずれの業務命令によるものとは認められず、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて以下「請求人ら」という。)は、職場の上司が会社のメールを使用して、請求人に対し参加を案内したバーベキュー行事での行為は、上司の指揮命令下にある職務に等しく業務遂行性が認められるべきと主張するので、以下検討する。

バーベキュー行事を主催したFは、請求人とは所属する業務グループが異なっており、請求人に対して直接業務指示を行う立場にはない。請求人に対する指揮命令者は、派遣就業条件明示書では請求人の所属するグループのGとなっているが、同人もバーベキュー行事に参加しているものの、請求人からはバーベキュー行事の参加について相談もされず、同人も請求人を誘うことはしなかったと申述している。

Fは、自身の所属グループや新規に会社で働くことになった者を対象に休日にバーベキューを行おうと参加者を募ったもので、参加は自由であったと申述し、派遣元社員らも社内メールで案内を受けたが、内容及び文面から仕事上の指示とは思わない旨申述しており、請求人も、同僚と相談して新人として参加することが必要だとの判断のもとに参加を決めたと述べていることから、参加は任意であり義務付けられたものでなかったことは明らかである。

請求人は、F及びその妻からの指示に従い、買い出し、食材の配膳等の行為

を行い、世話役に徹していたと申述するが、上記関係者の申述及び行事内容によれば、これらの指示は主催者であるF夫妻がバーベキュー行事を円滑に遂行するために行ったものと考えられ、業務指示であったとは認められない。

当審査会としても一件記録を精査したが、派遣元会社も派遣先もバーベキュー行事への関与を一切認めておらず、請求人のバーベキュー行事への参加及び行動が業務の指示によるものと認められる資料は確認できず、決定書理由に説示されているとおり、本件災害について業務遂行性、業務起因性は認められないと判断する。

- (2) 請求人らは、本件傷病に業務遂行性が認められなくても、職場復帰後の〇月〇日、つまりいて頸部を後屈し症状を悪化させた事態については、業務遂行下で傷病が著しく悪化し療養が必要になったので、業務遂行性及び業務起因性が認められるべきと主張するので、以下検討する。

請求人は、退院後の平成〇年〇月〇日以降の状態について、首だけでなく全身の異常な「しびれ」と「痛み」に見舞われるようになり、同月〇日には派遣元会社の上司に対して、身体のしびれ、痛みが酷くて仕事にならないため休ませてほしい旨を訴えたが、同月〇日に工場内で段差につまずいて首に強い衝撃が加わって症状がさらに悪化した旨述べている。

Eセンターの診療録等によれば、請求人は、同月〇日より徐々に四肢がしびれ始めて悪化し、同月〇日頸部を後屈してから症状が更に増悪し、同月〇日にEセンターを受診し再入院し、同月〇日に頸椎椎弓形成術を受け、同年〇月〇日に退院したことが認められ、請求人が職場復帰後、本件傷病の症状が悪化し、頸椎椎弓形成術を受けたものと判断される。

しかし、同診療録によれば、請求人は、〇歳の時に運動の最中に両上下肢がしびれたことがあり、本件事故後〇日目の同年〇月〇日に医師から、回復状況によっては頸椎椎弓形成術が必要であり、一旦脊髄機能が回復しても、元来の脊柱管狭窄を思うと予防的な頸椎形成術の適応であることを告げられ、同月〇日、〇日にも同手術の実施を勧奨されていることが認められ、これらの事情によれば、同年〇月〇日の頸部の後屈による症状の悪化は、本件傷病の自然経過による症状の増悪であって、その結果、請求人は本来予定されていた同手術を受けたものと考えるのが相当である。

したがって、同月〇日の頸部後屈により症状が自然経過を超えて著しく悪化

したために療養が必要になったとは認められず、請求人らの主張は採用できない。

(3) なお、請求人らは、同年〇月〇日の職場復帰後における職場上司の安全配慮義務違反を主張するが、労働者災害補償保険制度における業務上外の判断は、会社の労働契約に伴う民事上の義務違反の有無にかかわらず、傷病の発症が業務に起因したものであるか否かの視点からなされるものであり、会社の安全配慮義務違反の有無を判断するものではないから、その主張を採用することはできない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。